

令和8年度 第1回 小田原市歴史まちづくり協議会議事概要

日時 令和8年5月15日（金） 午後2時から午後3時30分まで

場所 小田原市役所本庁舎 7階大会議室

次第

1 開会

2 協議事項

- (1) 令和7年度進行管理・評価シートについて
- (2) 中間評価シートについて
- (3) 歴史的風致形成建造物の指定について
- (4) 小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の計画変更について

3 その他

4 閉会

出席委員

学識経験者

後藤治、浅倉直美

市民団体代表者

勝俣宏一、平井太郎、林美禰子、柏木照之

行政職員

最上祐紀（代理：山口泰永）、和田千佳、遠藤孝枝（代理：府川一彦）、福井康文、
門松忠輝、佐藤正和、飯塚敬司、村田智俊

（出席者14人、欠席者1名）

事務局

竹縄文化部副部長、一寸木産業政策課副課長、細谷都市政策課都市デザイン係長、
飯田企画政策課副課長、渡邊文化政策課副課長、三樹図書館管理係長、
岩永小田原城総合管理事務所副所長、湯川観光課担当監、松尾都市計画課景観係長、
小野道水路整備課副課長、鈴木道水路整備課河川係長、松本みどり公園課担当監、
鶴井建築課副課長、三浦教育総務課総務係長、中畑教育指導課教育研究所長、
石黒文化財課副課長、榎本文化財課主査、伊藤文化財課主査、大江文化財課主事

傍聴者 1人

議事の概要

1 開会

2 協議事項

(1) 令和7年度進行管理・評価シートについて

事務局 「協議事項（１）令和7年度進行管理・評価シートについて」、説明する。

（文化財課） 資料1－1、A3判の第2期計画の事業一覧をご覧いただきたい。

こちらは、小田原市歴史的風致維持向上計画第6章に記載した、本計画期間内に実施する事業を列記したものである。これら18の事業について、令和8年3月末時点の状況を中心に取りまとめたものが、資料1－2の令和7年度の進行管理・評価シートである。

本日は、令和7年度に大きな動きのあった、主な事業として、

- 1 清閑亭活用事業
- 2 皆春荘整備活用事業
- 5 歴史的風致形成建造物整備活用事業
- 17 職人育成等推進事業

の事業について、簡潔に説明させていただく。

資料1－2の3ページをご覧いただきたい。

清閑亭活用事業については、歴史・文化と自然に恵まれた小田原の豊かな暮らしを体感できる施設として、民間事業者等と連携し、魅力的な活用を進めるものである。

令和6年3月25日から飲食店「小田原別邸料理 清閑亭」として一般を対象に開業した。定性的・定量的評価の欄の4段目に記載したとおり、令和7年度の入館者数は8,432人で、令和6年度の入館者数6,989人から1.2倍に増加している。

4ページをご覧いただきたい。

皆春荘整備活用事業については、小田原の別邸文化を伝える施設として保全するとともに、板橋散策のレストスペースとして、魅力向上のための整備を進め、また、市民や観光客が別邸文化に触れることのできる環境を整えるため、民間団体等と連携した利活用を推進するものである。

定性的・定量的評価の欄の3段目に記載しているとおり、山縣有朋の自然観と作庭観を現代に伝える庭園の復元をテーマに、令和6年4月から令和7年2月まで庭園工事を実施したが、令和7年度第2回の当協議会において、バリアフリールートของプラスチックカバーにより風致を損なうことについて、ご意見をいただいていた。

現在は、状況を示す写真のとおり、プラスチックカバーが芝になじんできており、歴史的風致を損なうことは無いと考えているが、今後の維持管理等においても、歴史的風致を損ねることの無いように努めていく。

7ページをご覧いただきたい。

歴史的風致形成建造物整備活用事業については、歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理及び復原に対する費用を助成するものである。

定性的・定量的評価の欄の２段目に記載しているとおり、令和７年度は「薬膳喫茶KUR A（旧朝倉邸）」及び「さくらい呉服店（旧安田貯蓄銀行）」の２件を指定候補とした。

また４段目に記載しているとおり、令和６年度に歴史的風致形成建造物に指定した三淵邸・甘柑荘について、屋根瓦の葺き替え、経年劣化により傷みが激しい木製戸袋等の修繕、庭の復原を実施するための整備費の補助を行った。

１９ページをご覧いただきたい。

職人育成等推進事業については、ＮＰＯ団体や歴史的建造物の所有者等と連携し、歴史的建造物の保全やまち並み環境の形成を図るとともに、歴史的建造物の改修等と併せて、伝統工法に通じた職人の育成を促進するものである。

定性的・定量的評価の欄の１段目に記載しているとおり、令和７年度は、市内工業高校の校外実習やものづくり技術指導により、皆春荘及び旧松本剛吉別邸のベンチを製作した。また、旧保健福祉事務所跡地に過去に設置した板塀の更新などを行った。

なお、令和３年度から令和７年度まで事業を実施し、現時点において、研修にて修繕すべき歴史的建造物がなくなったことや、直近の研修対象が若手大工ではなく、高校生となっていることを踏まえ、令和７年度をもって事業を終了させることとした。ただし、これまでの職人育成業務の受託者である「特定非営利活動法人おだわら名工舎」は存続していることから、補修等相談の受け皿は引き続き「特定非営利活動法人おだわら名工舎」が担うことを想定している。

この進行管理・評価シートは、本日、協議会にてお諮りしたのち、５月末までに国へ提出するとともに、本市のホームページへ掲載する予定である。

以上で、協議事項（１）令和７年度進行管理・評価シートについて説明を終了する。

後藤会長

ただいまの説明で意見等があればお願いしたい。

勝俣委員

小田原市ガイド協会は、歴史的風致形成建造物である二の丸観光案内所の１階を事務所として使わせていただいている。二の丸観光案内所の耐震改修工事について、前回の協議会で質問した際に、令和８年度に基本設計、令和９年度に実施設計、令和１０年度から工事着手と回答いただいている。また、工事の際の事務所移転についてもプレハブを建てるという話があった。前回の協議会から約４か月経過したが、何か工程に変更があるのか教えてほしい。

事務局
(小田原城総合
管理事務所)

耐震改修工事のスケジュールについては、勝俣委員の発言どおりで変更はない。ガイド協会の事務所機能の移転に関しても、工事によりガイド協会に影響

が出ることを承知しているので、基本設計に並行して、どのようにすべきか考えていきたいので、ガイド協会とも話し合いながら進めていきたい。

平井委員

19 ページの職人育成等推進事業について、令和 7 年度で事業を終了するというが、その理由として修繕すべき物件がなくなったことと、研修対象が高校生だけということを挙げていたが、事業終了するにしても、例えば改修と育成を同時に促進するという事業目的に対し、継続して取り組んだことで一定の成果が上がってきたためとか、もう少し前向きな理由があったらいいのかなと思う。

特に、職人育成というのは工務店等が現場で教えていくべきものが、なかなかそういう状況にないため、育成をあえて行政として執り行わなければならないものと、理解していた。成果として、若い職人が育ったというのであれば、それを示していただいた方が良いと思う。

その一方で、改修すべきものがなくなった、育成する必要がなくなったというのは違うと思う。歴史的風致形成建造物である三淵邸・甘柑荘などでも改修や修繕が行われており、今後も歴史的建造物の改修というのは続けていく必要があると思うし、それらを担う伝統工法に詳しい職人が大勢いて困るということは想像できない。改修と育成を同時に行う方法は非常に理想的なやり方と思うし、ほかに理由があって終了するにしても、事業目的に対して未達成なのだから、ちょっと別なやり方を考えるとかすべきと考える。

後藤会長

平井委員の意見を踏まえ、次年度以降の指標を考えるべきと考えるが、事務局の見解はどうか。

事務局

(文化政策課)

令和 7 年度は文化政策課が職人育成等推進事業を担当していたが、組織・機構の変更により、令和 8 年度からは歴史的建造物の管理が文化財課の方に移管しているため、今後の取組については双方で調整し、どういった方法が適切かを検討して参りたいと思う。平井委員の発言のとおり、事業を終了する理由について、成果が出たといった前向きな理由ではないが、事業の継続について検討を重ねていく中で、研修として整備を行うべき建物と研修対象者がいなくなったため、特定非営利活動法人おだわら名工舎への委託は止めることとした。ただ、職人育成というのは当然続けていくべきであり、また特定非営利活動法人おだわら名工舎と引き続き連絡を取り合っているので、必要に応じて必要な対策を行いたいと考えている。

後藤会長

清閑亭活用事業について、来訪者も増えてきて大変結構なことである。ただ、シートの中にイベント等開催実績が載っているが、地域住民や NPO などと共同でイベントを実施することで、清閑亭がより活性化して賑わうし、民間事業者の営利活動のための施設ではないということが強調できると思う。また、今後の統計の取

り方として、イベントの開催者の情報や地域住民との共同の状況などを、きめ細かくデータとして取っていけば、より良い事業になると思う。

次に職人育成等推進事業だが、小田原市は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上支援法人の指定をしていないが、例えば特定非営利活動法人おだわら名工舎を歴史的風致維持向上支援法人に指定すれば、改修事業に対する意見聴取などに対して協力してもらう形をとることができる。歴史的風致維持向上支援法人の制度は、その法人が積極的に事業に加えることを推奨する法律になっているから、活用することで、次のステップに進むことができると思うので、こちらも参考にしていきたい。

林委員

4 ページの皆春荘整備活用事業の令和 7 年度イベント実績に載っているが、皆春荘の業務委託先の希望で令和 7 年 10 月 19 日に皆春荘で公演させていただいた。公演後に見学者と交流会も行った。今年度は令和 8 年 11 月に下中座の写真展を開く話をしている。また、三淵邸・甘柑荘では令和 8 年 6 月 20 日にワークショップを開くこととしている。

歴史的建造物と伝統芸能は、ともに市民に知っていただく機会が少ないことから認知度が低いと感じている。両方が協力することで認知度を上げていきたいと考えている。

後藤会長

意見等も尽きたようなので、「協議事項（1）令和 7 年度進行管理・評価シートについて」は、事務局の原案どおり、今月中に事務局から国へ提出していただくということでよいか。

全委員

異議なし。

（2）中間評価シートについて

事務局

それでは、「協議事項（2）中間評価シートについて」説明する。

（文化財課）

資料 2 をご覧いただきたい。

令和 7 年度第 2 回協議会において、委員の皆様に中間評価シートの素案についてご意見をいただいたので、今回はご意見を反映させた箇所及び修正を加えた箇所を中心に説明させていただく。

3 ページをご覧いただきたい。

方針別シートの「Ⅰ歴史的風致の核となる建造物の保存活用」についてである。平井委員から、「①課題と方針の概要」に対する、「③課題解決・方針達成の経緯と成果」、「④自己評価」が対応していないのではないかとのご意見をいただいたので、③と④の内容を修正した。

6 ページをご覧いただきたい。

波及効果別シートの「ⅱ回遊性の向上」についてである。「②関連する取り組み・計画」のうち、「2 小田原市観光戦略ビジョン」の連携位置づけについて、

「連携なし」としていたが、「連携あり」に修正した。また、「③効果発現の経緯と成果」の「歴史的建造物の入館者数と周辺の歩行者数の変化」について、令和7年度の入館者数を追記するとともに、歩行者数によって矢印の太さを変え、視覚的に判別できるように改良した。

7ページをご覧ください。

波及効果別シートの「ii 歴史的風致に関する意識啓発」についてである。「②関連する取り組み・計画」に、「小田原市観光戦略ビジョン」が含まれていなかったため追記した。また、「③効果発現の経緯と成果」のうち、8ページの「市民の歴史的資源認知度調査」について、グラフの赤線の位置を40%から50%へ修正するとともに、50%であることがわかるように字体を大きくした。

9ページをご覧ください。

代表的な事業の質シートの「A清閑亭活用事業」についてである。「①取り組み概要」について、素案では「NPO法人に管理運営を委託していたが、魅力的な活用や情報発信の不足、庭園を含めた建造物の維持管理費の増加が課題となっていた」としていたが、誤解を招く表現だったので修正した。

また、「②自己評価」について、素案では「民間事業者の運営により、SNSやホームページによる効果的な情報発信が行われ、建造物の認知度が向上した」としていたが、民間事業者との連携による「食」をテーマとした「小田原ならではの文化」の発信等により、これまでとは異なる客層の来客をはじめ、慶事や懇親会等に利用されることが増えるなど、一定の効果が見られたことから、詳細に記載している。

さらに10ページの「④今後の対応」について、「持続可能な建造物の維持保全を継続していくことに資する論拠」や「貸付料からの充当で持続可能な維持保全に必要な費用を満たせると考える根拠」、また「民間企業に貸し付けることのリスクへの対処」について意見を頂戴したが、市の財政負担の軽減を図りながら、歴史的建造物を維持保全していくことは行政にとって重要な課題であり、そのような中で、民間貸付により、賃料を自主財源として確保し、維持保全に充てていくことは、その解決方法の一つであると考えていること、また貸付料だけでは庭園維持や維持修繕を賄うことは難しいため、利活用事業者発案の施設保全協力金を両者協議の上で活用していくなど、市の財政負担の軽減を目指しつつ、持続可能な歴史的建造物の管理運営を図っていくこと、事業者都合による歴史的建造物の改修などないよう、日頃から連携することにより、市として事業者との意思疎通を強化することで対処していくことを踏まえ、文章を修正した。

25ページをご覧ください。

住民評価・協議会意見シートの「②協議会におけるコメント」は、令和7年度第2回の協議会において、委員の皆様からいただいたご意見を抜粋し記載した。

26ページをご覧ください。

「全体の課題・対応シート」については、今までのシートの内容を踏まえ、残りの計画期間に取り組む内容を記載している。

この中間評価シートも、本日、協議会にてお諮りさせていただいたのち、5月末までに国へ提出するとともに、本市のホームページへ掲載する予定である。

以上で、協議事項（２）中間評価シートについて 説明を終了する。

後藤会長 ただいまの説明で意見等があればお願いしたい。

勝俣委員 25 ページの住民評価・協議会意見シートのうち、「①住民意見」にて皆春荘及び旧松本剛吉別邸の整備後に水の流れを取り戻した庭園は好評であるとあるように、当初は庭園内の池に水が流れていたが、いつの間にか水が流れなくなっていた。状況を教えてほしい。

また、ごみのポイ捨てが増えるという記載がある。最近食べ歩きというのが流行しているが、食べ歩き後に出るポイ捨てなどのごみは観光公害になる。その対策を今後行う必要があると思う。

事務局
（文化財課） 皆春荘及び旧松本剛吉別邸は令和５年度から令和６年度にかけて庭園整備工事を行い、その時に池の整備を行った。皆春荘の池の水は水道水を流しているものであり、来訪者が多い日曜日など週に１回程度流すようにしている。一方、旧松本剛吉別邸は井戸水を機械式ポンプでくみ上げて流す形としているので、流れ続けるといった形になっていない。今後、管理委託先と運用について検討していきたい。

ごみのポイ捨てについては、オーバーツーリズムに関連する内容であると認識しており、その解消について国も取り組む方針であることから、市役所内や国土交通省及び観光庁などと国の補助金の活用について調整のうえ、対処していきたいと考えている。

柏木委員 25 ページの住民評価・協議会意見シートのうち、「①住民意見」の中に街かど博物館へのコメントがあるが、高評価な内容で嬉しく思う。

街かど博物館では、博物館ツアーとして年５回行っているが、店主の生業に関する説明がツアー以外の来訪者への説明よりも濃密な内容となっているのが特徴である。しかし、ツアー開催の周知方法が課題となっているため、市がフォローしていただければと考えている。

事務局
（産業政策課） 小田原のなりわいをPRするうえで、博物館ツアーは重要な施策だと認識している。街かど博物館館長連絡協議会等で意見交換をさせていただきたい。

後藤会長 意見等も尽きたようなので、「協議事項（２）中間評価シートについて」は、事務局の原案で今月中に事務局から国へ提出していただくということでよい。

全委員

異議なし。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定について

事務局

(文化財課) それでは、「協議事項(3) 歴史的風致形成建造物の指定について」説明する。
資料3をご覧ください。

「1 主旨」であるが、歴史的風致形成建造物については、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条の規定に基づき、計画期間内に市長が指定できるものとされ、第2期計画では、新たな建造物についても指定すると定めている。

これから説明する建造物は、歴史的風致を形成しており、かつ、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められることから、歴史的風致形成建造物に指定することを協議するものである。

「2 対象の建造物」であるが、薬膳喫茶KURA(旧朝倉邸)である。

2ページをご覧ください。

薬膳喫茶KURA(旧朝倉邸)は、板橋地内にある昭和7年頃に建てられた木造2階建、亜鉛メッキ鋼板葺の建造物である。

左官屋の棟梁の自宅として建てられた建造物であり、3ページ左下の写真のとおり、外観や玄関などは洋風な造りとなっている。また、2階の座敷は、3ページ右下の写真のとおり、数寄屋風の書院造が基調となっている。

現在は薬膳喫茶KURAとして、板橋地区内の歴史的風致形成建造物等を見学する際の拠点となり、店主がまち歩きマップを作成するなど、板橋の回遊性向上にご尽力されている。

2ページにお戻りいただきたい。「指定候補に追加する理由」とあるが、「指定する理由」に訂正をお願いしたい。指定する理由であるが、歴史的風致形成建造物の指定要件を満たしており、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持及び向上に資することから、当該建造物を歴史的風致形成建造物に指定することを協議するものである。

なお、1ページの「3 参考」にお示ししているとおり、薬膳喫茶KURA(旧朝倉邸)を歴史的風致形成建造物に指定すると、指定物件数は19件となる。

以上で、協議事項(3) 歴史的風致形成建造物の指定について 説明を終了する。

後藤会長

ただいまの説明で意見等があればお願いしたい。

全委員

(意見なし。)

後藤会長 意見や質問も無いようなので、薬膳喫茶KURA（旧朝倉邸）を歴史的風致形成建造物に指定することについてご異議ないか。

全委員 異議なし。

（4）小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の計画変更について

事務局 それでは「協議事項（4）小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の計画変更について」、説明する。

（文化財課）

資料4-1をご覧ください。

計画書の変更箇所として、変更のページ、変更内容、変更理由を一覧にしている。

今回の計画書の変更理由は、主に3つある。1つ目が歴史的風致維持向上計画の市内部の体制変更、2つ目が計画第6章に記載されている事業の整理、3つ目が新たな国の補助事業の活用である。

資料4-2で主な変更箇所を説明する。

新旧対照の左側が変更後の計画書で、赤字が変更部分となる。

はじめに市内部の体制変更について説明する。

3ページをご覧ください。

小田原市歴史的風致維持向上計画の実施体制図になる。令和8年度の組織・機構の変更に伴い、小田原市歴史まちづくり協議会の事務局、及び小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議の事務局が、都市部都市政策課から文化部文化財課へ変更になった。また、昨年度まで経済部所管であった小田原城総合管理事務所が文化部所管になった。

次に計画第6章に記載されている事業の整理について説明する。

4ページをご覧ください。

第6章の「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項」のうち、「⑮回遊性向上推進事業」について、「（3）歴史・伝統を反映した人々の活動に関する事業」の一つとしていたが、当該事業は「市民や来訪者の回遊性の向上」を目的としていることから、市民や観光客に分かりやすい周辺環境の整備を進めるための方針である「（2）歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する事業」に変更するものである。

また、「⑯旧保健福祉事務所跡地活用事業」については、西海子小路周辺の歴史的建造物や閑静で文化的な暮らしをエリアの魅力として打ち出すため、旧保健福祉事務所の暫定的な活用や、周辺の歴史的風致形成建造物である小田原文学館や旧松本剛吉別邸、地域住民の伝統行事と連携した取組を進めるため、事業名を「⑯西海子小路周辺まちづくり事業」に変更するものである。

つづいて、新たな国の補助事業の活用について説明する。

6ページから14ページまで一括して説明する。

国は、令和8年度から、歴史的風致維持向上計画認定都市を対象に、地域の観光資源充実のための環境整備を推進し、旅行者の訪問動機を高めるとも

に、旅行者の地方分散や地域の回遊性の向上に寄与することを目的にした「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業」という補助事業を立ち上げた。今まで、小田原市では歴史的風致形成建造物の整備等には、社会資本整備総合交付金事業や都市構造再編集中支援事業という国の補助事業を活用していたが、新しい補助事業は、補助の活用範囲の汎用性が高く、また補助内示率が先述の補助事業と比較して高めと想定されたことから、新しい補助事業が活用できる取組については、事業手法を変更し、追記したものである。

このほか、先ほど協議事項（３）でお諮りした「薬膳喫茶KURA」に関する内容を新たに追加するなど、資料にお示しした内容で、国に変更認定の申請を行いたいと考えている。

以上で、「協議事項（４） 小田原市歴史的風致維持向上計画（第２期）の計画変更について」の説明を終了する。

後藤会長 ただいまの説明で意見等があればお願いしたい。

平井委員 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が改正される話があり、他市町村で法改正も踏まえた計画の変更を検討しているという話を聞いた。説明にあった補助金の活用に伴う計画変更というのは、比較的内部的な理由であるかと思うが、法改正に伴う計画変更を考えているのか。

事務局
（文化財課） 事務局も地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律を改正するという話を聞いている。法律に基づいて歴史的風致維持向上計画を策定するには、国史跡や国の重要文化財等を中心にした重点区域を設定する必要があるが、今回の法改正により、重点区域を設定するための文化財の条件が緩和されるとのことである。条件の緩和により、本市でも新たに重点区域を設定することが可能となり、歴史的風致形成建造物の指定や国の補助金の活用などが行えるようになることから、法改正の状況を注視しているところである。今後、重点区域の拡大を検討する場合は、都度協議させていただきたいと考えている。

後藤会長 意見等も尽きたようなので、「協議事項（４）小田原市歴史的風致維持向上計画（第２期）の計画変更について」は、事務局の原案で今月中に事務局から国へ提出していただくということでよいか。

全委員 異議なし。

３ その他

勝俣委員 改修中の旧内野醤油店について、工事の案内看板を見ると、もうすぐ工事が完了する予定のようだが、そのあとの利活用について状況はどうなっているのか。

事務局
(文化財課) 旧内野醤油店では、現在耐震等改修工事を行っているが、その工期は令和 8 年 8 月 31 日までである。令和 9 年度中の開館を目指し、今後地域の方々や関係団体の方々にサウンディングしながら活用方法を決めていきたいと考えている。

勝俣委員 小田原城のこども遊園地について問い合わせを多くいただいている。復旧の状況はどうなっているのか。

事務局
(小田原城総合
管理事務所) こども遊園地は令和 6 年 8 月の大雨で付近の法面が崩落したことから休園している。令和 8～9 年度に法面の工事を行うとともに、施設の在り方について検討を進める。

山口代理 神奈川県県土整備局都市部都市整備課では、小田原市が歴史まちづくりに取り組むうえで活用している社会資本整備総合交付金や都市構造再編集集中支援事業、観光振興事業費補助金の取りまとめを行っている。小田原市は補助金の積極的な取得・活用を行っていると感じている。今後も連携して事業に取り組んでいきたいと考えている。

和田委員 小田原市では、市の文化財を保存だけでなく積極的に活用している印象を受けた。国も文化財活用を促進しており、引き続き積極的に取り組んでほしい。

浅倉副会長 小田原市は小田原城だけではなく、文化的な建造物も多い。新たに活用する地域の観光資源充実の環境整備推進事業は汎用性が高いと説明があったが、歴史的建造物の情報発信等に活用すれば、多くの方が小田原市を訪れ、その結果小田原城の来場者数も伸びると思う。朝の連続テレビ小説「虎に翼」の放映により三淵邸・甘柑荘を訪れる方が増えたということも聞いているので、様々な手段を活用して観光客数が増加するよう努めてほしい。一方で、ごみのポイ捨てなどの問題により市民生活へ影響が出ないようにすることにも取り組んでほしいと考えている。

後藤会長 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の改正について、事務局からも発言があったが、法改正により重点区域の設定がしやすくなる。登録有形文化財がある国府津地区や、県指定文化財がある栢山地区や根府川駅周辺など、小田原の魅力あふれる箇所を発掘し、整備していければ良いと思う。

また、歴史的風致は建造物だけではなく、従来 50 年以上という営みも必要であったが、その要件も緩和され、30 年以上となる見込みである。柏木委員の発言のあった街かど博物館も歴史的風致の要件に合致するようであれば、歴史的風致形成建造物に指定することも可能だと思われる。

他にも、小田原市が新たに活用する地域の観光資源充実の環境整備推進事業は、建造物の改修以外に新築や修景でも活用が可能なことから、新しいまちづくりができるようになると思う。

別件だが、先日ユーチューブを見ていたところ、小田原のまち歩きをする動画があった。動画では、清閑亭内の蔵カフェからまち歩きを開始し、小田原城周辺を探索後、小田原漁港周辺で昼食を食べ、小田原宿なりわい交流館や市内のカフェを訪ねていた。動画を見て、小田原城周辺や南町地区と早川地区は繋げることができると思えたし、動画に出てこなかった板橋地区の情報発信等に力をいければ、さらに歴史まちづくりが大きく進捗すると感じた。

平井委員

小田原市の歴史的風致形成建造物は建物ばかりである。石垣とか水路など土木構造物にも広げていくことが大事だと思う。

また、外部から見えてこない活動は、対象になりにくいと感じる。相模人形芝居下中座のように常設の小屋などが無く、屋内で活動しているものも計画に位置付けるべきだと思う。

林委員

伝統芸能を継承するために様々なことに取り組んでいるが、新たな技能の習得には、講師を招いて指導を受けることとなり、費用が発生するほか、公演をサポートする人材が必要である。行政のサポート体制を構築してほしい。

後藤会長

これまで文化財については、保存や保護を目的に取り組んできたが、歴史まちづくりは維持だけにとどまらず向上するとしている。私は民俗芸能も維持ではなく向上を目指すべきと考えている。今まで民俗芸能を行っていなかった場所で新たに公演するのも向上である。向上的な取り組みを積極的に行うことが大事である。様々な場所で公演することで多くの方の目に触れることになり、興味を持った方が参加すればそれも向上となる。情報発信など、その機会の創出を行政にサポートしてもらうのもサポート体制である。

4 閉会